

○久保田会長　それでは定刻になりましたので、第 48 回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局（前田）　本日の出席委員は、定数 13 名中 9 名でございます。

なお、柏木委員、森委員、横山委員、田中義則委員につきましては、本日欠席の連絡を受けておりません。

○久保田会長　ありがとうございました。事務局より報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、本日の会議資料について、事務局から確認をお願いします。

○事務局（前田）　それでは、本日の会議資料について確認いたします。まず、第 48 回守口市子ども・子育て会議次第、次に、資料 1 「特定教育・保育施設等に係る確認について」次に、参考資料 1 「認可予定の小規模保育事業に関する概要」、次に、資料 2 「特定乳児等通園支援事業者に係る確認について」、次に、参考資料 2 「認可予定の乳児等通園支援事業に関する概要」、次に、資料 3 「守口市こども計画第 6 章乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策の変更について」、次に、参考資料 3 「こども誰でも通園制度に関するアンケート調査に係る集計結果」、次に、資料 4 「保育提供体制の確保のための実施計画」、次に、資料 5 - 1 「守口市子ども・子育て会議保育所等の職員による虐待事案審議部会設置要領」、最後に資料 5 - 2 「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」、以上でございます。

○久保田会長　ありがとうございます。ただいま事務局から資料の確認がありましたが、過不足などはございませんでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、不足ないようですので、早速本日の議題に入らせていただきます。まずは 1 つ目の議題、「小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（前田）　事務局から説明いたします。先週 2 月 26 日「第 8 回認可部会」を開催し、小規模保育事業の運営主体の変更に係る認可に関して意見聴取を実施しましたので、初めにその御報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料、右上の「参考資料 1 認可予定の小規模保育事業に関する概要」を御確認ください。株式会社チックアンドヘンが本市内で運営する「大日保育園第一」と「大日保育園第二」の 2 事業所につきまして、平成 30 年 10 月に小規模保育事業として認可し、これまで継続して同法人が運営を行ってききましたが、今般、株式会社チックアンドヘンより、これら 2 事業所の運営主体の変更について相談がありました。児童福祉法第 34 条の 15 の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が小規模保育事業を行うためには市町村長の認可を得る必要があるため、新たな運営主体と本市で事前協議を行った上で、今回の認可に係る申請があり、その認可について審議が行われました。なお、変更前後の法人の代表者は同一人物であり、事業所で勤務する保育職員等についても、雇用主体が株式会社から特定非営利活動法人へ変更となるのみで、引き続き在籍する予定でございます。認可部会からは、「大日保育園第一」、「大日保育園第二」のいずれも設備運営基準上問題なく、特に意見がございませんでした。また、守口市子ども・子育て会議運営要領第 2 条第 1 項の規定により、具体的な審議の部分には、認可申請の申請者や実際に保育に従事する者などの個人情報をはじめ、認可申請をされた法人の事業情報など内容を含むことから、非公開により行いましたことも併せて御報告いたします。

引き続き、小規模保育事業所の確認に係る新たな利用定員の設定について、事務局から説明させていただきます。

○事務局（森）　続きまして、特定地域型保育事業者の確認に係る利用定員の新たな設定について御説明申し上げます。

右上に、資料1と書かれたホッチキス留めの資料を御覧ください。まず、1ページを御覧ください。「認可」を受けた特定教育・保育施設等が、施設運営のための財政支援である施設型給付費等（以下、「給付費」という）の給付の対象となるためには、給付の実施主体である市町村の「確認」が必要となります。市町村が各施設からの申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認することで、給付費が支払われることとなります。この市町村からの確認を受け、給付費の支給対象となった施設のことを特定教育・保育施設、もしくは特定地域型保育事業者と言います。この特定教育・保育施設、もしくは特定地域型保育事業者としての確認を受ける上で、認可に係る利用定員とは別に、確認に係る利用定員を新たに設定する必要があります。確認に係る利用定員とは、認可に係る利用定員、通称、認可定員の範囲内で設定することとされており、給付費等の単価水準を決定する定員のことを言います。直近の実際の利用人数や今後の見込みなどを踏まえて設定されます。

2ページを御覧ください。先ほど申し上げました、「確認」に係る利用定員を新たに設定するときは、子ども・子育て支援法第31条第2項、もしくは第43条第2項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議にて意見聴取しなければならないこととされております。

3ページ目を御覧ください。今回、令和8年4月1日付で、2つの施設が事業者を変更し、事業を開始する予定のため、この2施設について、特定地域型保育事業者の「確認」に係る利用定員の新たな設定について御説明申し上げます。

4ページ目を御覧ください。ナンバー1の大日保育園第一とナンバー2の大日保育園第二につきまして、この2つの施設は、「特定非営利活動法人和音」が東部エリアにて運営する施設で、同じ建物内の2階と3階でそれぞれ事業を行う予定です。施設の種類としては、小規模保育事業A型です。こちらの施設の確認に係る利用定員でございますが、いずれの施設も認可定員と同数であり、0歳児6名、1歳児6名、2歳児が7名の合計19名となっております。なお、今回、新たな確認を行う利用定員の設定は、全て0歳児から2歳児となりますが、前事業者の運営時から利用定員に変更はなく、市全体の利用定員総数に増減は生じておりません。

説明については、以上でございます。

○久保田会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、まずは小規模保育所の認可に係る意見聴取については、専門部会である認可部会に諮り、事務局の御報告のとおりになります。

続いて、利用定員の設定について説明していただいています。御意見とか御質問とかをいただきたいのですが、認可部会出席の委員の方は、ただいま説明がありましたけど、認可部会の調査や審査の過程で知り得た個人情報や法人の事業情報については、認可部会では非公開の審査にしておりますので、この会議でも子ども・子育て会議でも公開の対象ではありませんので、御発言の際は御留意ください。

では、以上になりますが、意見などはいかがでしょう。

先生、ありますか。

○郵橋委員 いや、特にないです。

○久保田会長 では、一応私から確認だけしておきたいのですが、株式会社から特定非営利活動法人に変わったということですが、そういう個人情報とか事業情報に関わらない範囲でそこに移ったことで、何か変わることははないということでしょうか。

○事務局（森） はい、職員につきましても、そのまま法人の雇用形態が変わるだけで、同じ方が勤務されるということで、特段の変更はないものと承知しております。

○久保田会長 同じようにするという事ですね。

○事務局（森） はい。

○久保田会長　ほか、何かありますか。ないですかね。

では、なければ、2つ目の議題、「乳児等通園支援事業に関する施設の認可及び利用定員の設定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（前田）　乳児等通園支援事業に関する施設の認可に関して意見聴取を実施しましたので、初めにその御報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料、右上の「参考資料2　認可予定の乳児等通園支援事業に関する概要」を御確認ください。認可部会からは、5施設の認可について審議が行われました。1施設目、学校法人守口東学園が、一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「幼稚園型認定こども園守口東幼稚園まこと保育園」について、設備運営基準上の問題なく、特に意見はございませんでした。

次に2施設目、社会福祉法人和修会が、一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「北てらかた森のこども園　こりすルーム」について、設備運営基準上の問題なく、特に意見等ございませんでした。

次に3施設目、一般社団法人H o l d　H a n d s　G r o u p K Bが、一般型乳児等通園支援事業で運営を予定していた「手をつなごうあおき保育園もりぐち」については、認可部会時点で書類が整っておらず、その旨認可部会で御意見がありました。本会議直前まで事業者と調整を続けてきたものの、必要書類が整わなかったことから、本会議にお諮りすることは難しいとの判断から、事業者から申請取下げが行われることとなりました。したがって、本資料からは削除し、本日の対象事業者からは除いています。

続きまして、4施設目、社会福祉法人白鳩会が、一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「白鳩チルドレンセンター八雲中」について、設備運営基準上の問題なく、特に意見等ございませんでした。

5施設目、社会福祉法人白鳩会が、一般型乳児等通園支援事業で運営を予定している「ゆずり葉こども園」について、設備運営基準上の問題なく、特に意見等ございませんでした。

以上、認可部会への意見聴取の報告となります。引き続き、乳児等通園支援事業の確認に係る利用定員の新たな設定について、事務局から説明させていただきます。

○事務局（森）　続きまして、特定乳児等通園支援事業者の確認に係る利用定員の新たな設定について御説明申し上げます。

右上に、資料2と書かれたホッチキス留めの資料を御覧ください。まず、1ページを御覧ください。「認可」を受けた乳児等通園支援を行う者が、乳児等支援給付費（以下、「給付費」といいます）の給付の対象となるためには、給付の実施主体である市町村の「確認」が必要となります。「確認」については、各施設からの申請に基づき、支給対象となる小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が確認することで、給付費が支払われることとなります。この市町村からの確認を受け、給付費の支給対象となった事業者を、特定乳児等通園支援事業者と言います。この特定乳児等通園支援事業者としての確認を受ける上で、利用定員を新たに設定する必要があります。

2ページ目を御覧ください。先ほど申し上げました、「確認」に係る利用定員を新たに設定するときは、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないこととされています。

3ページを御覧ください。今回、令和8年4月1日付で2つの施設が、また、同年7月1日付で2つの事業者が事業を開始する予定のため、この合計4施設に関する特定乳児等通園支援事業者の「確認」に係る利用定員の新たな設定について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。利用定員の設定を行う施設ごとに詳細を記載しています。表中、いずれの施設につきましても「1時間当たりの利用定員」のほかに、「一月当たりの利用定員」を記載しており

ますので、この点について御説明いたします。一月当たりの利用定員は、国が示す方法である当該事業所における1時間当たりの利用定員に一月当たりの延べ開所時間数を乗じて算出し、その上で、一月の開所日数22日に1日当たり8時間に乗じた数字である定員1人一月当たりの受入可能時間数176時間により除した数値を記載しています。なお、児童福祉法第34条の15第5項第2号に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画において、市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際にこの数値を用いることが考えられます。また、定員は1時間当たり、一月当たり、それぞれ（参考）と表示した上で歳児ごとに記載しています。利用定員は、乳児、幼児の区分を問わず総数のみを定めることが可能であり、認可・確認の申請様式でも歳児ごとの数は参考として記載していることから、この記載とさせていただきます。

では、個別の事業の説明に移ります。No.1「学校法人守口東学園 幼稚園型認定こども園 守口東幼稚園まこと保育園」に係る利用定員の設定ですが、設定日は令和8年4月1日、1時間当たりの利用定員は9、一月当たりの利用定員は1.2です。

No.2「北てらかた森のこども園 こりすルーム」に係る利用定員の設定は、設定日が令和8年4月1日、1時間当たりの利用定員は3、一月当たりの利用定員は2.1です。

以上が、令和8年4月1日に利用定員を設定する事業者です。

次に、令和8年7月1日に利用定員を設定する事業者として、No.1「社会福祉法人白鳩会白鳩チルドレンセンター八雲中」に係る利用定員の設定は、設定日が令和8年7月1日、1時間当たりの利用定員は1、一月当たりの利用定員は0.7です。

No.2「社会福祉法人 白鳩会 ゆずり葉こども園」に係る利用定員の設定は、設定日が令和8年7月1日、1時間当たりの利用定員は1、一月当たりの利用定員は0.7です。

5ページを御覧ください。一月当たりの利用定員の推移について記載しています。一月当たりの利用定員の考え方は、先ほど申し上げた考え方と同じです。今回の確認に係る一月当たりの利用定員は、合計4.7です。

右の表に移りまして、令和8年4月1日時点でこれが初めての確認となりますので、2施設の事業開始で3.3増、令和8年7月にさらに2施設の事業開始で1.4増加し、合計で4.7となります。

説明については、以上でございます。

○久保田会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があったとおり、乳児等通園支援事業に関する設備の認可に係る意見聴取について、まずは専門部会である認可部会に諮り、先ほどの事務局の報告のとおりになります。

次に、施設の確認に係る利用定員の新たな設定については、今説明していただいたとおりです。また、前と同様に、認可部会に出席した委員の方々は、個人情報、事業情報はここでは公開しないという前提で御発言いただければと思います。ということで、何か質問や意見はございますでしょうか。

○津嶋委員 今こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業のことについて、認可についてということで教えていただいたのですが、これはどこの施設もこの事業が初めてだったということは、この設定ですよね、定員についてということで上がっているのですが、今の段階ではこういう状況だと思うのですが、これに対する保育士がしっかり確保できるかということは大きな課題になってくるかなど。安全の面であるとか設置基準とか、配置基準、そういうところも含めて、これに対する職員の確保というのがしっかりできているかどうかというのは、今はそれを確認できているのでしょうか。

○森主任 認可の申請におきまして、従事する職員の方については、名簿と保育士証を確認して、この方で専任あるいは兼任で事業に従事されるということを確認した上で認可の書類として確認しております。

○津嶋委員 ありがとうございます。まずどこもこれが始まってみて分かるところもあつたりとか、課題もこれから出てくるのかなと思うのですけども、まずはしっかりと保育担当者が、その部分についても重要な部分かなと思いますので、確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○久保田会長 ほか、どうぞ。

○邨橋委員 今津嶋先生がおっしゃったように、先生の採用がどれだけできるかというのはかなり大きな問題ですし、うちでもやりたいなと思いつつ、今現実の保育そのものの先生でさえギリギリの状況でやるのは難しいとなってくると、1時間当たりの利用料300円が国基準でされるとは思うのですけども、市としてより余裕を持って運営ができるように市の単費補助を幾らかつけるとかというような方向性の検討というのはこれからされるのでしょうか。実際に動いてみないと分からないということなのでしょう。

○事務局（木南） 今のところはまだ考えてはないのですけれども、おっしゃるようになっていくかというところの様子を見るところもありますので、そういうのを見ながら進めていければなというふうには考えております。

○邨橋委員 多分余暇型という形をとられているんだと思うのですけども、結局誰でも通園で子どもが入ることによって、ふだんの保育そのものに影響が出ないかということもこれから先話題になってくると思います。この点もそれぞれは知っていますので、間違いなくちゃんとは運営してくれると思うのですけれども、そこらがこれから先課題になってくるかなと思うので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○久保田会長 これは一応一般型ですよ。

○事務局（西川） 余暇型でなく一般型で全て。

○邨橋委員 専任がいるということですかね。

○事務局（西川） 専任ということで先ほど森が答弁させていただきましたけども、その保育士を配置するというのは確認済みというところがございます。

○邨橋委員 ちょっと私の見落としで申し訳なかったです。

○津嶋委員 あと一点いいですか。実施方法で今回定期利用が全てなのですけど、これは3種類、今一般型という余裕活用型と定期利用があると思うのですけど、これは市としてはどれを選択することも可能ということになっているのですか、運用している制度。

○事務局（森） 何型といろいろとあるのですけど、事業の基本としては大きく一般型と余裕活用型、この2つがございます。その中で利用の形態として定期利用という考え方と柔軟利用という考え方の、この2種類、2区分といいますか、の形になっています。市としてはどちらのほうで、定期利用、柔軟利用にしても一般型、余裕活用型にしても、どちらにしても縛りというのはなく、事業者の方で提案いただいた形で基本的には協議していくという形でございます。

○津嶋委員 ありがとうございます。今言っていた柔軟利用ということで、柔軟利用というこの施設ではなくて、また違う施設も利用できて、それぞれ選択ができると思うのですけども、この認可の部分になるので、あとの制度についての課題とかというところは、この後行うのですか。

○久保田会長 一応アンケート、別に制度の課題、アンケートがあつて、アンケートの説明はまた後ですよ。

○事務局（前田） そうですね。

○津嶋委員 また分けて。

○久保田会長 認可施設だったらこっちになる。

○津嶋委員 それはそのときで。

○久保田会長 そのときでいいですか。

ほか、いかがでしょうか。

なければ、次のところよろしいですかね。次に、3つ目の議題の「守口市こども計画第6章乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（前田） 次第③の守口市こども計画第6章乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策の変更について、事務局より説明いたします。

それでは、お手元の資料、右上の「資料3 守口市こども計画第6章乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策の変更について」を御確認ください。令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間として、令和7年2月に策定しました「守口市こども計画」におきまして、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけることに関して変更が生じるため、子ども・子育て支援法第61条第9項の規定に基づき、あらかじめ都道府県と協議しなければならないと規定されていますことから、資料3のとおり、大阪府へ協議しております。

変更内容については、後ほどこども施設課より御説明させていただきます。また、「参考資料3 こども誰でも通園制度に関するアンケート調査に係る集計結果」を御確認ください。市内の利用者ニーズ（量の見込み）を把握するため、守口市内にお住いの令和5年4月2日以降生まれのゼロ歳から満3歳未満の乳幼児の保護者1,396名を対象にアンケート調査を実施いたしました。資料の3ページ目に参りまして、問3、こども誰でも通園制度の利用希望について、「利用したい」が48%、「どちらかといえば利用したい」が31%となっており、この8割程度の方が利用したいという調査結果を基に、こども計画の変更案である乳児等通園支援の量の見込みと確保方策を算定しております。そのほかの集計結果の内容については、割愛させていただきます。よろしく御願いいたします。

○こども施設課（森） それでは、3、変更案について御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。教育・保育提供区域の設定についてです。1ページ目の「教育・保育の提供区域」については変更ございませんが、（1）教育・保育の提供区域の項目について、新たに設けたのみで、ほかの変更はございません。

2ページ目にまいりまして、（2）地域子ども・子育て支援事業の提供区域の項目について、こちらも従前と位置づけが変わるものではありませんが、項目として改めて整理の上、（2）として明記したものです。

（3）乳児等通園支援事業の提供区域について、こちらが今回新しく追加する項目となります。国の指針上、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる一方、乳児等通園支援事業の利用の実態がほかの子ども・子育て支援の利用の実態と異なる場合には、当該実態に応じて、乳児等通園支援事業に係る教育・保育提供区域を設定することができるとされています。このことを踏まえ、乳児等通園支援事業に係る教育・保育提供区域は、市全域で提供を行い、市域全体を一つの区域として設定するものです。

資料の3ページ目にまいります。記載の「3. 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策及び実施時期」については、指針の改正により記載が必須とされた事項です。（1）は、量の見込みと確保方策を記載しています。国の指針においては、市町村は、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況、並びに乳児等通園支援の利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて定めることとされています。本市としましては、国の示す「量の見込み」の算出等の考え方に従い、対象年齢の未就園児数に、先ほど説明のあったアンケート調査により把握した利用割合8割程度を乗じた数に、月10時間に乗じて、まず必要受入時間数を求め、当該受入時間数に、定員1人一月当たりの受入可能時間数である月176時間で除した数を定員数として算定しています。なお、用いた176時間とは、国が基本として示した1日8時間掛ける22日により求めた時間数です。

掲載している表の説明に移ります。令和7年度は数値を記載せず、本格実施となる令和8年度からの記載としています。令和8年度においては、0歳児が12、1歳児が11、2歳児が11、合計で34の定員が量の見込となります。一方、確保方策については、0歳児が8、1歳児が8、2歳児が7となり、合計で23の定員を確保方策として挙げており、令和8年度では11の定員枠が不足することになっています。令和9年度以降については、量の見込は0歳児が1減少する見込みとなっているほかは、令和8年度と変わりありません。確保方策としては、令和8年度中に実施する施設整備により、定員10を増加させ、令和9年度において全ての利用希望者が制度を利用できるよう、確保方策を講じるものです。

(2)に、今後の具体的な確保方策を記載しています。計画上、令和8年度において23の定員を確保する必要があるほか、なお不足する定員を充足するために、新規認可や施設整備など、具体的項目として資料記載のとおり、4つの項目を中心に実施を検討していく旨定める形としております。

資料の4ページ目にまいります。「6. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供と推進に対する体制の確保」としてしております。こちらについても、事業計画上の必須事項とされた「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」を示すものでございます。守口市における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策として、教育・保育施設に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等を定めています。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○久保田会長 ありがとうございます。ここではこども計画の変更と、あとはアンケート、このあたりのところですね。確保方策ということで御意見などはありますでしょうか。

○郵橋委員 また口を開けたら同じことになるのですが、やはり先生の採用がどうしてもネックになっているかなというのが一番大きいですね。どの園も結構施設に対しては今の状況では余裕があるんだけど、人材がないから十分動いていないという、子ども・子育て会議でも以前も報告しましたように、既設園で予定している先生が確実に採用できれば、ここ一、二年の新規の施設必要なしでもいけたかも分からないという状況でもあるという中で、やはり先生の採用ができないという状況になっているから、新しい保育の提供というのは確かにいいことですし、特に0号と言われる家庭にいてる子どもたちと保護者の方がずっと向き合っているというのは大変しんどいことなので、そのストレスを軽減するためにはぜひやってあげたいと思うんだけど、いかんせん人材のところでは引っかかってしまうという状況、これに対して行政としてやはり積極的な支援をしていただかないと、本来考えている動きにはならないということがやはり大きいことかなとは思っています。

○久保田会長 何かありますか。

○事務局(森) 保育士の確保につきまして、既存の市のほうで行っている保育士の確保の補助金がございます、こういうのを活用していただくというのも、特定教育・保育と、この乳児等通園支援事業の人材を併せて確保していく上でご活用いただける方法はございます。

○久保田会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○津嶋委員 関連にはなるのですが、保育士確保はやはりどの施設も、以前にも発言はさせていただいたのですが、支援を必要とする子どもの増加も含めて、現場で保育を担う者については、やはり思っていた保育がなかなかインクルーシブといいますか、分け隔てなく同じ教室でそういう子どもを見るということがベースになるので、そういうところの負担というか、しんどさが非常にあるのですね。それでもって今郵橋先生からいただいたように、保育士をそこにもって加配であるとか、できる範囲でそういう雇用をして配置したいのですが、なかなかそこに至らない。それとやはり保育士はそれを負担と感じて離職につながってしまったり、負のスパイラルというか、負の連鎖が起こってしまうわけ

ですね。今回のこの制度については、国の制度なので、この乳児等通園支援事業、国の制度なので、行政としてももちろんスタートしなければならないのですが、今スタートの部分で言うと、また確保方策という意味では人数が足りていないと、この現状も今言われていたように、まさに保育士の確保が難しいということで、私もこの子ども会議の中で量の見込みと確保方策を読んでいて、子どもの数についてどれぐらい需要とニーズですね、預かりのニーズがあるかということも重要ですけど、もう一つはやはりここに併せて、市としてどれぐらい保育教諭、保育士が確保できているのかということも一緒にセットで計画していかないと、これはどこまでいっても子どもは入れても、または預けたい、国の方針としてもどんどん預けて、労働時間も長くできるようにしようというような方向になっていますけれども、施設にもっと子どもを預けてというようなことで、それは就労支援のことですけども、そういうことになってくると、今度は預かる側も保育士はそれ以上に確保が必要になってくるということで、このミスマッチというか、実態がそぐわないと、これは言ったら、制度としては崩壊するというか、幾ら制度を進めなさいと言われても、受けられませんということが実際に出てくるので、やはりここは我々も守口市も民間に今どんどん委ねられて、保育所、認定こども園も民間移管、全部民間になるというところですので、他市の状況を見ても、これは今大阪府内でも私が調べてみたのですが、公立にまずそれをやっていただいて、どういう動きになるのかを見てみようというような市も多いですね。ですから守口市の場合は、ほとんどが民間園なので、実際に民間園で採算性が合うのかとか、子どもを預かったときリスクはどうなるのかとか、これは月に10時間ですので、アンケートの結果にも出ていますけれども、子どもが短い時間預けられて、保育の連続性なく、不安で泣いて、また何日か空いて、また預けて、それでも月10時間ですので、数回しか預かれないんですね。だからこういうところの接続とか連続性もないところでいくと、本当にこの制度の目的である子どもの育ちをバックアップするという、就労支援ではないのですね、この通園制度は、どちらかという子ども育ちそのものをバックアップする制度として出来上がったのですけども、果たしてそこに行き着くのかということ、なかなか現場で保育を担う側と国が考えている制度というのが合致していないところがあるのかなということで、これは制度ですので、何を言っても実施しなければならないことになっているのですけども、そういうところでもって我々の自助努力と、行政側の保育士確保でいうと、そういうところのバックアップというのはセットで考えていただいて、守口市として実際に制度がかなうのかどうかということにもなってくるのかなということで、計画のときに保育士の実際の人数とか、全体としてどれぐらい実際に雇用がかなったのかとか、先ほどの人員確保のことについても予算の関係上、人数が見えてくると思うので、見えてくるのか実数でどれぐらい動いているのかというのが分かると思うので、そういったところで守口市として保育士の確保が本当にならているのかどうかというのを一緒にこの時代というか、守口市に入っていただくのが私は望ましいなとは思っているところです。それぐらいしないと、実際にその制度は動かないと思います。

○郵橋委員　もう一つ言わせていただくと、補助金とか市も考えて動いてはくれているのですけども、市の財政がひっ迫して出せない、ではそれは何でかということ、やはり守口市に住んでいる働いている人が少なくなっているということですよ。その反面、引きこもりの人がいるわけですよ。その人たちは働いていないから、当然税金も納めていないし、ということが片一方であります。

それともう一つは、少子化がどんどん進んでいます。これは守口市がどうこうしてもならない、国の政策として子どもたちが減っていく中でどういうふうにしていくか、子どもたちが減っていくと当然大人も減っていく、当然だんだん財政的にも苦しくなっていくということは目に見えていますよね。

もう一つ、子どもが減っていくということは、久保田先生がよく御存じだと思うのですけれども、学生が減ることです。学生が減ると、どういう仕事をしようかと考えたときに、私たちが求めているのは子どもたちに関わっている教育の仕事に就いてほしいと思うんだけど、子どもが減ると相対

的にその人数も減ってきます。子どもたちに関わる先生の数が減ってくると、各園の先生の作業も減ってしまうというところなんです。だからトータルで考えたときに、やはり少子化という問題をどういうふう
に解決していくかというのと、少子化を防ぐためにどうするかということになると、子どもを育てるのが楽しい、楽しいから子どもたちも活発に動く、活発に動くことによっていろいろな知識を得たりとか
ということで、子どもたちの学力も上がっていく、それが世界に日本の国力として反映していくとい
う、その流れにもってこないと駄目なのですから、子どもたちの活動できる場所とか、あるいは活
動できる環境をつくれないう状況に今なっているということですね。先生がいないということは、
私たちの言葉で物的環境といいます。子どもたちが「これはなんでやろう。」と言ったときに、本で調
べてみようかと言うのと、「あれは雷」と一言で片づけてしまう差は大きいのですよね。子どもたちが
自分でものを調べて、自分の生きた知識にしていこうというのと、「ふーん、あれは雷か」で終わって
しまうのとの大きな違いはそこにあります。そういうふうな物的環境をきちんと整えた上で、子ども
たちが自分で学んでいこうとしたときに、社会的にCO₂の問題であるとか、SDGsの問題をどう解決
していこうかと考えていく子どもたちを私たちは育てたいと思っています。それが大きな話になります
けども、地球を救うことになる。地球を救うということは、今の人類がちゃんと生きていける、そうい
うふうな生態系になっていく。そういうことをやらない限り、言ったようにCO₂をばんばん排出して
いる、戦争をばんばんやって人を殺している、それを見ている子どもたちは「あーあ、あんなんして」
と思っているだけですよ。そこをやはり変えるためには、小さい頃から自分で考えてやっていくとい
う力を育てておかないと、戦争のいい悪いが判断できない。そこをちゃんと判断して、そのことを変え
ていける力を持った子どもたちを育てていこうとしたときに、教育に関わる人材というのはとても大き
い条件になってきますし、その環境というのが、とても大きな要素になってきます。そのことについ
て、ここで本来は話をするべきことなんですよ。でも少子化については、正直、ここで幾ら話をした
としてもなかなか進まない。でも、その少子化の中でできることは何なのかということをごひ考
えていただきたいなと思います。これは当然行政の方も一緒ですね。

○東委員 すみません、ちょっと教えていただきたいことがあるのですが、いつも保育士の先
生が不足だということをお伺いします。そして、金銭的な部分のことと、あと支援が必要な子どもに手
がかかるし、非常に難しい保育であるということも理解しているつもりですが、保育士でありながら
なかなか就労できないというのか、就いても長続きできないとか、あるいは何らかの理由で働かない潜在
保育士みたいな方がどれぐらいいらっしゃるかは把握していらっしゃいますか。

○郵橋委員 今一般に求人を出したときに応募があるのは、9時とか3時とかという方が多いの
ですね。9時とか3時というところは、もう既にどの施設も一番子どもたちがいてる時間帯なので、採用が
進んでいる時間帯です。それよりも前の朝7時から開所して、夜の8時まで開所している場合、労働時
間は8時間ですよ。13時間のうち8時間しか先生たちはいないんですよ。それ以上については残業手
当という形で働いてもらうことになっていきますけれども、今国はその労働規制をしていますよね。残業を
できるだけ減らして、8時間に収めるように考えたときに、どれだけの人数がいるかということにな
ったときに、真ん中のところはいてるのですけれども、前とか後ろを担ってくれる、例えば正職であれば
若い人ですよ、早くから来て3時ぐらいに上がる、あるいは11時ぐらいから来て、最後までちゃんと
全部面倒を見てくれる先生、でもその前と後ろのところを補うパートさんを募集しても、なかなか来
ないという状況です。免許を持っていらっしゃる方を採用と言いますが、一番働ける小学校とか中
学校ぐらいのお子さんをお持ちの方を考えてもらったら分かると思うのですけれども、やはり子ども
が帰ってきたら、我が子にちゃんと関わりたいと思っていられるから、その中心の時間帯になっ
ちゃいますよね。それについてどうこうと言えないとは思っているのですけれども、本当は一番必要
なのは、朝早くから来て、夜遅くまで残っている子、0歳の子で13時間いてる子もいます。そ
ういうふうな働き方。

○東委員 分からないのですが、よく働ける方たちがその時間帯じゃないと駄目なのですか。例えば、もう少しお子さんが大きくなった、もう少し年配の保育士さんとかが朝であったり夜であったりとかに、逆にフレックスに増えるんじゃないかと思ってしまったのですけれども、そのあたりはいかがですか。すみません、教えていただきたいと思うのですが。

○津嶋委員 おっしゃるとおり、私どもの園もいわゆるシルバー人材の方で、朝と早朝薄暮ですね、夜はもう7時とかも担っていただいています。だからこういう形でなかなかコアの部分は子育てをされる、実際には保育士の中にも若年の若い先生方は子どもを育てながらということになるので、小学校であったりとか乳児を持っていたりとかいうことで、病気になればすぐに駆けつけないと駄目ですし、その職場を離れる、事情もあつたりとかで、実際にはそういうところで必ず就労につけるという意味でいうと、そういう高齢者の方のところについても、雇用は促進して、受けているのですけれども、さりとて、やはりなかなか今もざっと先ほどの御質問でいったら、全国でいったら100万人から110万人が潜在保育士で、そのうちの今の保育士の登録者の6割が潜在保育士と言われている。だけれども、なかなかそういう方ははまるというか、その条件に合って、それでやってみようというふうにはなかなか私たちも努力はして、募集はしているのですけれども、すぐに来てくれる状態ではないですね。だから本当に努力をしながら、就職で来ていただいた方に対して長く勤めていただけるように努力をし続ける、処遇のこともそうですし、職場改革でも、同じように大企業とか中小企業と同じように、私たちは子どもを長時間預かる職場の立場であっても、働き方改革も言われますし、年次有給の取得も言われますし、全てそれをやれと言われると、そこはまた産休・育休の保育士も出てきますので、こういうことに全て穴を埋めるというか、誰かがそこに代わってもらわないことには、本当に私たちの管理職の立場でも、小学校もそうですけど保育に入る必要も出てきているような、こういう状況になっているというのが全国の実態ではないかなと思います。だから本当におっしゃっているように、そこについては本来、潜在保育士の方がすぐに私がやりますと言って来ていただけるような状況をつくれればいいのですけれども、なかなかそういう実態には至っていないので、事実上至っていないという現状かなと思います。

○東委員 ありがとうございます。

○邨橋委員 それともう一つ、給料の問題があるんです。給料をうちの園はこれまではできるだけ高くして、待遇をよくしてあげようと、それが一番大きい部分が給料だと思って、給料を上げていたんです。結構1人当たり経験のある人は給料が上がるのですけれども、だんだん今の若い先生たちは、どれだけきっちり休めるか、有給が取れるかとか、早く帰れるかというところになってくるのですね。そうなってくると、人数を確保しないと駄目ですけれども、給料として出せる枠がどれだけかということは、これは子どもの人数によって決まっちゃうんです。給料を上げれば人は少なくなるし、給料を下げれば増えますというところで、今まで上がっているものをなかなか下げられないし、気持ちとしては今までこれだけ給料をもらっていて、これだけの仕事をしていたのに、給料が安くなるのかというのは、働く先生たちにしてはつらいですよ。そういう意味では、そのバランスを取りながら人を増やすという難しさというのが、一番私は今しんどいところですね。

○東委員 ありがとうございます。

あとお聞きしたいのは、先生方のメンタルとか、メンタルヘルスはいかがですか。若い先生方とか、かなり大変な方が多いのではないかと考えていまして、そんなことも保育士さんを安定して確保できない理由ではないかと思うのですが。

○津嶋委員 そういうことについては産業労働医とか、そういうのはありますけれども、基本的には50人以上になったら設置しなければならないのですが、私どもは臨床心理士を置いておきまして、それは保護者とか園児のためだけではなくて、教職員に対しても、そういうカウンセリングをしたりとか相談もできたりとか、いわゆる施設として、それぞれ違うと思うのですけれども、学期ごとに面談をして、

そういうところのメンタルの部分はどうかなということで、ケアをずっと継続しているんです。ですから、やはりそういうことが伝えやすいとか、今おっしゃっていた人間関係であるとか、職場の環境であるとか、そういうことがやはり聞ける環境づくりというのは大事かと思うので、それも今この施設も含めて、こういうことも重要じゃないかということで、国もそういうことを言い出していますけど、そういうことについても同じようにやっていく必要があるのかなと思います。非常に重要なところだと思います。

○郵橋委員　現実のところ、カウンセラーを置いている園は、幼稚園系のこども園に多いです。これは大阪府の私立幼稚園連盟というところが、そういう制度をして、府の補助金をもらえるような形にしているんですね。これは保育園系にはそういう動きは今のところないので、うちはやっていますけれども、それは持ち出しという形になります。

○東委員　ありがとうございます。すみません、お時間をいただいて。

○久保田会長　今のプラスしてちょっと言いますと、新卒のほうですけど、数字で出ているのは、保育士資格が取れる学校に入学する学生が、数字で出ているのは大体平成30から令和5までで7割に減っているんですね。減っているんですよ。実際になる人は7割ですけど、実際はその専門職に就職する確率が高い短大とか、比較的元女子大みたいなところの大学とかがかなり潰れているんですよ。実際に体感的には、7割よりも多分現場の影響は少ない。だから続いているところも例えば定員が、10年前の3分の1しか来ていないとか、そういうところも多いので、かなり減っている。だからそこなので、お金をつぎ込んでもそんなに効果は、いろいろな市が保育士というのでやって、それでももうすぐ増えましたなんていう市はないんですね、実際のところ。だからそんなに新卒を取り合っていることは何の意味もないという、隣の市からもってきているだけだし、隣の市もまた似たようなこともやっているわけですし、なので、やはりどうしても全体の少子化以上に保育士になろう、保育士資格を取って就職しようという学生の減りがかなり先行している。数字的にはかなりじゃないかなと思いますね。そこから大体全体的に崩れてきているところがあるかなというふうに、だから潜在保育士さんはどうしても勤務時間とか、そういう問題点というのが出てきて、どうしても現場の場合は新卒の人が増えて、働いてほしいんですけど、もうなかなか採用を出しても何年間も来ないなんていうのはざらにありますので、いろいろな業者を頼って、かなり何か出してするような形にならざるを得ないというところ、そういうのがあります。

○郵橋委員　だから今までほとんど学校さんから直接応募があった形で採用していたんだけど、学生さんは先生がおっしゃっているように少なくなってきているので、学生の応募がない場合もあります。そうすると、おっしゃっているように、潜在的な保育士を募集するということになるのですが、そのテクニックとかノウハウというのは、私たちは当然持っていませんので、そういう紹介する業者にお金を払いますよね。そうすると1人当たり年間収入の30%とか、今だったらもう35から40と言ってくる業者がいてるんですね。だから1人採用すると、大体300万弱ぐらいに今なっています。とすると、30%ということはほぼ100万近くが1人を採用することで必要になってくるということは、3人採用すれば、4人分のお金が消えているということになる状況です。

○久保田会長　潜在保育士の方も、就職活動をしようというときに、ハローワークまで行こうという方がかなり少ない。やはり検索ですよ。検索して、上のほうに出てくるところから入れると、そういう会社が出てきて、情報を入れるとすぐ連絡が来て、紹介しますよみたいな形になりますね。そういうので現場さんもかなり負担が大きくなっているという話ですね。

○東委員　ありがとうございます。すみません、お時間をいただきまして。

○久保田会長　保育士不足の話は本当にしても尽きないですし、なかなかしてもうまくいっているというところは、もう多分都市部ではほとんどない。

○郵橋委員　だからさっきの先生、専任採用して羨ましいという感じですね。

○津嶋委員　すみません、ちょっと戻りまして、今先ほどの量の見込みとかですけども、実際に運用が始まってみないと分からないというのはあると思うのですが、実際に今の数でいうと、確保方策は足りていないですけども、これは各自、施設に保護者が申込みをされて、それでもういっぱいになっていけばお断りされるという、その辺の制度を使える使えないの公平性とか、保護者の方によっては地域のほうでも特に縛りがなく、全域として一体型ということですけど、これも前の量の見込みのときにやはり東部、南部、中部ですね、これもちょっとばらつきが見られてしまって、実際には数がやはり不均衡になってしまったという事例があったと思うのですが、この辺りの制度の利用については、やはりウエイティングというか、次にその方が優先に取れるとか、そういう取決めというのはいずれ各施設の課題というか、ルールにのっとってなのではないでしょうか。利用があふれた場合について、それはもう利用できませんよ、待ちしかないから利用ができないで終わってしまうのか、また、それを申し込んで、結局は利用者が数以上に出たときにどういう対応になるのかというところ。

○事務局（森）　誰でも通園制度につきましては、予約であるとか施設の申込みは、国が用意している総合支援システムというもので、こちらの方で実際に面談を行って、その後で実際に施設側の枠をご自分でパソコンを使って、スマートフォンなりで予約をしていただくという形になりますけども、当然予約がもう埋まっていると使えないということになりますし、順番待ちとか、そういう機能はございませんので、利用できなければ、そこまでというところが現状かなと思います。

○津嶋委員　そうすると定期利用ということで出ているので、もうそこでこの方この方というのが、この枠に入れなかったら、もう利用はできない、その年度は利用できないということになるのですか。

○事務局（森）　年度で市のほうでいわゆる利用調整みたいな形は行いませんので、例えば定期利用で申し込まれていても、通っているうちにこの園は合わないなとかという方がいて、その方がその施設の利用をやめるであるとかということも生じるかと思えます。その場合については空きが生じるので、空いた枠を順次利用していただくという形になるかと思えます。

○津嶋委員　何度もすみません、ということはシステムによって、どれぐらいの数のニーズがあって、今あふれている方がこれぐらいいるというのは、その随時というか、その都度把握はできるということにはなっているのですか。

○事務局（森）　その支給を受けるに当たって、認定した子どもの数というのは当然市では把握できると思えます。ただ、その方々が実際にこのシステムを見て予約をしようと思ったんだけど、埋まっていたので予約はできないという状況にあるということの把握については、少し難しいかなと思えます。

○津嶋委員　ということは、なかなか実態というか、始まってみないと分からないですけども、どれぐらいの方が希望されて、そこに入れていなかったらもうしょうがないので、もう預けられないというようなどころもあるので、その辺のうまくミスマッチがないようにというか、そこはシステムのことになるのです。

○久保田会長　システム、キャンセル待ちとかがあれば、あったほうが良いような気がするのですが、結局国が定めちゃって、そこに乗っからないと駄目ですよみたいな話なので、その機能がないということなのですね。

○津嶋委員　少しまだ不明確というか、不明瞭な部分がある分野かなと思うので、保護者の方は受けるというか、その制度的に利用できる権利があるというか、そういうものになると思うので、それが合わないときに、制度はあったとしても、実際に預けられないという方がどれぐらい出てくるのかというのが大きな課題なのかなと思います。

○久保田会長　これは今おっしゃられた点で、自治体によっても本当はかなり違いますよね。だからやはり近隣でもかなり多くしている市もあれば、もう全然ない市もあるし、先ほど津嶋委員がおっしゃったように、民間がなかなか難しいから公立だけやるというところもあります。今いろいろであって、保護者の視点から見ると、これはあっちの隣の市はいっぱい枠があるのに、こっちは全然ないというのは、もういろいろなところで多分生じると思うのですが、守口市としては別に無理に、結局普通だと利用のほうが大事というのは変ですが、やはりそっちを妨げてまでこっちをするということではないですよ。中には余裕活用型がすごくいっぱいある市もありますね。空いていたら受け入れますよなので、でも多分なかなか空いていないということになると思いますけどね。市によっては、これはそんなに力を入れませんかとはっきり言う市もありますし、それよりもちゃんと確実に今受け入れなければならない子の受入れが優先ですよと言っているところもありますし、いろいろですけど、守口市でも基本的には無理にこれをということではないという感じでよろしいですよ。

○津嶋委員　守口市は平成29年から乳児の無償化をされているので、他市とはちょっとまた違う事情があると思う。実際には就労を目的として入所される方がそこに入れば、そこは施設利用という意味ではかなっていると思うのですが、ただ、これは就労されていない。

○久保田会長　そうそう、あれが違うんですよ、一応。

○津嶋委員　あともう一つ、一定の課題で全部上がってきているのが、アンケートにもありましたが、満3歳児になった途端にそれを利用できなくなる。だから年齢の連続性で今まで預けていたのが急に、はい、3歳になりましたとなったときに、この制度は使えませんということで、満3歳児の受入れのある施設にそのままうまくスライドで入れればいいのですが、ただ、そのタイミングとか時期的なことによっては、もちろんいっぱい入れませんか、満3歳児というのは、その月ごとに入ってくるものなので、なかなかそれがかなうのかということで、これも制度としてどうなのかという。

○久保田会長　そうですね、できれば幼稚園のほうの満3歳児クラスに引き継ぐ形みたいなのが、うまくそれが流れれば、そこはいいみたいですけどね。

この制度は、先ほどもおっしゃったように、本当に結局一時預かりとかそっちは保護者の都合で預ける、こっちだと子どもの成長、発達のためというのが基本的にはあるので、そういう要するに子どものためだという前提で、これを進めていかなきゃならないところがあると思います。

○津嶋委員　先ほどの地域の区域割については、先ほどのお答えとしては、私もちょっと心配するのは、やはり0、1、2歳だけになかなか遠いところまで行くための車であるとか、何かがないと難しい、一緒に行くにしても難しいこと考えると、やはり地域区分があってもいいのかなとは思ったりはするのですが、そのあたりはそういうふうに決められていればいいのですけどね。

○久保田会長　今後検討してもいいかなと思いますので。

○郵橋委員　私は取りあえずスタートは全区分でいいと思うのです。実際にどれだけ利用されるかも分からないし、どれだけ利用があるのか分からない。利用が多ければ、できるだけある程度区域を分けて、施設もきっちりできるようにしてあげてくれという形で働きかけられればいいと思うのですが、まだ守口で0、1、2歳が無償で、ちょっと働いてはる、アルバイトでも利用できる状況の中で、どれだけ需要があるかということは様子を見たほうがいいかなとは思っています。ただ、これで満足しないしてほしいなとは思っています。さっきから何回も言っているのですが、子どもの数が減ってきたときに、今現在いる子どもたちの人数が減ってきた中で、施設の枠があれば、保育士確保をした上で、できるだけ子どもたちをたくさん受けて、いっぱい遊べる状況、教育的な環境のいい状況になるという意味で、ぜひこれを利用してほしいなと思っています。

○事務局（西川）　今の地域区分につきましては、現状、東部、南部、中部を分けずに全域ということとさせていただいているのですけれども、今回認可でございました施設につきましては、守口東幼稚園

まこと保育園、北てらかた森のこども園こりすルーム、こちらが南部地域、あと白鳩チルドレンセンター一八雲中は中部、あと、ゆずり葉こども園については東部という形になっておりまして、一応この認可に当たっては3地域、万遍なくいうところで現状はなっておりますので、郵橋委員がおっしゃったように、今後どういった形での利用状況があるのかなんかも踏まえつつ、この市域ということも一つバランスを見ていきながら、どういった形でこの事業を実施していくのかという部分は見極めていく必要はあるのかなというふうには考えております。

○郵橋委員　だから国が言っている制度だからこれをやるということではなくて、津嶋先生もおっしゃっているように、在宅している子どもたちにいい遊び環境を少しでも得られる時間をつくるという意味で、既に施設で遊べる環境が整っているところにどんどん入れるような形での拡張ということによっていただくのが、一番本来の目的にもかなっていると思うので、そういうような方向でできたらとお願いします。

○津嶋委員　あと、実際に先ほどのアンケートの数で言っています0歳から満3歳未満の保護者の方というのは、これがその対象に値する1,396名が今現状の人数だということによろしいでしょうか。アンケートの数、これがいわゆる収容のこども誰でも通園制度の対象になっている。

○事務局（前田）　こちらについては0から6というものも含まれてのアンケートを採らせていただいています、0歳6か月です。6か月も含まれているアンケートを採らせていただいています、実際に対象となるのは。

○事務局（木南）　0歳6か月からなので、そこはちょっと・・・。

○津嶋委員　0歳6か月から対象だから、0から6か月までの子も含まれているということ。

○事務局（前田）　はい。

○津嶋委員　ということは、もうちょっと少なくなる。なので実際の対象、制度を利用されることができたら。

○事務局（西川）　一応そういった形で申し上げますと、大体の概算ですけども、900人ぐらいが。

○久保田会長　調査対象は3号の子も含まれますからね。

○津嶋委員　でも3号というのは預けている子は含まれていないというふうな認識なのですが、それが含まれているとすれば、もっといってことですよ。

○久保田会長　これはでもあれだと、多分。

○津嶋委員　私もそう思って確認をしたのですが、これは省かれていて、その対象となるのか、就労されて、例えば預けている子がいれば、数がもちろん対象にならないかもしれない。

○事務局（木南）　ざっと1,000ぐらい。

○津嶋委員　すみません、最初の確認でもう一度なのですが、既に就労予定とか、就労予定はないかもしれない、就労されている方の部分には入っていない。いわゆる施設に預けられている。

○事務局（木南）　アンケートですかね。アンケートは未就園児を対象にしていますので。

○久保田会長　入っていないということですね。純粹に900ぐらい。900から1,000ですね。

○事務局（木南）　はい。

○津嶋委員　その中での確保、量の見込みということになるということですね。ありがとうございます。

○久保田会長　では、この件はこのぐらいでよろしいですかね。

では、次のところですね、「保育提供体制の確保のための実施計画について」の説明をお願いいたします。

○こども施設課（森）　続きまして、保育提供体制の確保のための実施計画について御説明申し上げます。

右上に、資料4と書かれたホッチキス留めの資料を御覧ください。まず、1ページ目を御覧ください。令和7年度以降の待機児童対策については、令和6年12月20日に国が公表した「保育政策の新たな方向性」に基づき、「新子育て安心プラン」のように、全国的な認可保育所等の整備目標の設定は行わず、引き続き地域の課題に応じたきめ細やかな対策をしていくこととされています。また、今後は人口減少が進む中での保育機能の確保・強化にも対応していくため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育施設の多機能化等について進めていくことも必要となります。令和8年度において、市区町村ごとに「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成することで、保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率をかさ上げする等の国からの財政支援を受けることができます。財政支援を希望する場合、同実施計画は作成要領に基づき作成し、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行った上で、都道府県に提出することが必要とされていますが、会議日程等の理由により、事後の承認となる場合も認められています。今般、市の実施する保育士宿舍借り上げ支援事業及びこども誰でも通園制度に係る施設整備について、国の補助率かさ上げの財政支援を受けるに当たり、本会議において計画の承認をいただきたく、議題として提出させていただくものです。

計画は、「特定教育・保育施設」と「こども誰でも通園制度」の2つがあります。お配りしている資料4のうち、1から11ページが「特定教育・保育施設」に係るもの、12ページ以降が「こども誰でも通園制度」に係るものです。1ページは、市全域における就学前児童数や申込者数、利用定員数、待機児童数の見込を示したものです。中部における施設整備や東部における小規模保育事業所1園の廃止、利用定員の変更希望を基に令和8年度の数値を算出しています。御覧のとおり、利用定員数の合計が令和8年度の4,225人から令和9年度には4,255人となり、30人増加しています。こちらにつきましては、2ページの「2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定」について記載がございます。令和7年度から民間移管した「まことそとじまこども園」において、令和7年度から令和8年度にかけて実施している施設整備により、保育の受け皿として30人の増加がございます。当該整備については、令和7年度において既にかさ上げされた補助率で国の財政支援を受けており、令和8年度に改めて国の採択を受ける必要はありませんが、御報告させていただきます。現在、予定している施設整備については以上となります。

3ページから5ページにかけては、提供区域ごとの数値を表示しています。4ページ目を御覧いただくと、「まことそとじまこども園」の所在する中部において、令和8年度から令和9年度にかけて、30人の定員の増加があります。

6ページからは、「保育需要と提供体制における課題」を記載しています。令和8年度に受けた採択及び財政支援の項目として、「採択3その他の地域課題」を選択しています。少しページが飛びまして、10ページ目に、財政支援を希望する「その他の地域課題」について、具体的に記載しています。課題や今後取り組むべき内容としては、(4)―1の①と②に記載しており、令和7年2月に策定したこども計画に記載した内容をピックアップしています。この課題等の解消に当たり、さらなる保育士の確保方策の充実のために宿舍借り上げ支援事業を実施する必要があることから、一番下の(4)―2において、保育士宿舍借り上げ支援事業について国の財政支援を希望するとして計画を策定しています。

12ページ以降は、こども誰でも通園制度に係る計画です。12ページの「1. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制」を御覧ください。特定教育・保育施設に係る計画と同様、市全域における就学前児童数や申込者数、利用定員数、必要受入時間数、必要定員数の見込を示しています。必要定員数については、議題2において御説明した、一月当たりの利用定員の考え方と同じ考え方となっています。必要定員数に記載のある整備量の考え方としては、全ての利用希望者が十分事業を利用できる量を確保すべく計画しています。令和8年度の23から9年度は33となっており、10の増加と

なっておりますが、13 ページにまいりまして、「2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定」に記載のとおり、令和8年度において予定している「北てらかた森のこども園」での施設整備で見込まれる増加分を加味して記載しています。

14 ページにまいりまして、ここでは、整備状況や課題を記載しています。真ん中の(3)を御覧ください。今申し上げた、こども誰でも通園制度に係る施設整備にあたり、財政支援を希望する理由として、「こども誰でも通園制度のニーズ調査から利用需要が高く受け皿確保が必須であり、保育提供体制を整備するにあたり財政支援が必要なため。」としております。

議題4についての御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。これに関して何か御意見などございませんでしょうか。

○津嶋委員　　今御説明いただいた財政支援の部分ですけど、7 ページのところ、保育士宿舎借上げ支援については、これについて上げていただくんですけど、その他のところでいうと、必要な採択とか条件とかもあると思うんですけども、基本的にはいろいろ運営する施設側とすれば、できるだけ手厚い財政支援があればありがたい話ですけど、基本、こういうところについては、それが適合するかどうかということもいただいた上でマッチングというか、保育士宿舎借上げへの効果は非常に高いと思うので、保育士確保という意味において、そのほかについては、なかなかそれについては適合しないというようなところで、ついていないというか、そういうことで一つずつの財政支援の条件とかがあると思うので、それが合う合わないもあると思うんですけど、今できるところとしては、これを選んでいただいているという認識でよろしいですか。

○事務局(森)　　分かりにくい資料で申し訳ございません。こちらの計画自体は、市から都道府県、ここでいうと大阪府ですけれども、これは財政支援を市がその事業を実施するに当たって、国からの補助率のかさ上げがあるとかが受けられるということでございまして、こちらの表自体は、市がまずその施策を実施するか否かというような表の作りになっているという形で、現在市が行っている宿舎借上げ事業について加算を受けるという形の仕組みです。

○津嶋委員　　ありがとうございます。

○邨橋委員　　宿舎、あくまでも例示ということですか、宿舎借上げについての補助になるとか、そういうことではないのですよね。

○事務局(森)　　市から事業者に対して、補助率を上げるということではなく、市が負担する分について、国のほうがより多く、そもそも市町村は財政支援をする必要があるから、この施策をする必要があるから。

○邨橋委員　　いや、それは分かっているんですけども、ここで宿舎借上げ支援事業を実施する必要があるためとはっきり書きちゃっているのは、これを書くことによって、宿舎借上げだけに補助金がつくとかということにはならないのですかねということを知っているんです。ほかにもいろいろしていただいているのに、それも含めてだったら、ここに宿舎借上げ支援事業を実施するという限定的に書いた意味はどういうことなのかと思って聞かせていただいているんですけど。

○事務局(森)　　この資料自体は、こちらが希望する事業について、その必要性を説明する必要があることから、希望している宿舎借上げ支援事業も実施する必要があるということを明確に書く必要があるということで、こういう記載になっており、そのほかの事業について実施するしないという意思表示は、この資料では書かれていません。

○久保田会長　　自動的にこれを選んだのをここに書かないと変なのですよねということですよ。

○事務局(森)　　おっしゃるとおりです。

○久保田会長　　そういうことですよ。

○郵橋委員 基本は例示のようなものだ。

○事務局（森） 例示と申しますか、その選択した事業がなぜ実施する必要があるのかという説明が必要だという認識です。

○久保田会長 どうですか、こちらはこれで大丈夫ですかね。

最後ですね、「児童福祉法改正に伴う保育所等の職員による虐待事案審議会の設置について」、お願いします。

○事務局（前田） 次第⑤の児童福祉法改正に伴う保育所等の職員による虐待事案審議部会の設置について、事務局より説明いたします。

それでは、お手元の資料、右上の「資料5-2 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」の1ページを御確認ください。まず①、制度の現状・背景についてですが、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等に通う子どもを預けられるような環境を整備していく必要がございます。また、児童福祉法上、児童養護施設等については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応については規定がないことから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けるため、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されました。

次に②、改正内容ですが、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見、都道府県による虐待の状況等の公表、国による調査研究等となっております。

次に、通報義務等の対象の施設・事業についてですが、本市が所管行政庁となるものとしては、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業となっております。

次に、資料の7ページにまいりまして、児童福祉審議会等への報告についてですが、ひし形の1つ目を御覧ください。先ほど申し上げたとおり、所管行政庁は、虐待に関する事実確認や、保育所等への指導等の措置を講じた場合、市町村児童福祉審議会へ報告しなければならないとされております。報告事項としては、資料真ん中の図にありますとおり、①から⑥までの内容となっております。

次に、2つ目のひし形にまいりまして、児童福祉審議会の体制、児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するのか等については、各所管行政庁において判断とされており、所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があるとされています。

次に3つ目にまいりまして、その上で虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要であり、また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師のほか、児童福祉の専門家として学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等も含め、子どもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただく必要があるとされています。ついでには、本市の児童福祉審議会である守口市子ども・子育て会議において、守口市子ども・子育て会議設置条例第7条の「子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる」との規定に基づき、専門の部会を設け、保育所等の職員による虐待事案に関する専門的かつ詳細な調査、または討議を行った上で、総合的な調査審議を行う方法によることが適当であると考えます。つきましては、専門の部会を設置することとし、設置要領を制定しましたので、資料5-1「守口市子ども・子育て会議保育所等の職員による虐待事案審議部会設置要領」を御覧ください。まず第1条、設置についてですが、児童福祉法

に規定する所管行政庁が必要な措置を講じた事案について、専門的かつ公正な意見を述べるため、子育て会議に当該部会を設置します。

第2条、所掌事務についてですが、第1号では、児童福祉法の規定による被措置児童等虐待に係る措置についての所管行政庁からの報告を受け、児童福祉法に規定するその報告について意見を述べることにします。また、第2号で前号に掲げるもののほか、第1条に規定する部会の設置目的を達成するために必要なことにします。なお、本部会の委員については、事前に久保田会長に御相談させていただいており、先ほど御説明しましたが、国から示されているとおり、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）に委員となっていただくことにします。については、子育て会議の現委員であり、児童福祉の専門家のうち学識経験者でいらっしゃる、久保田会長、渡辺副会長、医師である東委員に務めていただくことにします。また、そのほかの委員といたしましては、守口市子ども・子育て会議設置条例第4条の「子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる」との規定に基づき、弁護士1名、保育現場に精通した児童福祉の専門家の2名を、事案が発生するたびに専門委員として市長から委嘱する予定であり、合計6名の委員で当該部会を構成させていただくことを考えております。なお、新たに委嘱予定の専門委員については、それぞれの方に内諾は得ており、虐待事案が発生した暁には、速やかに当該部会の設置はできるものでございます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。では、こちらの件で質問などございますでしょうか。

昨年の10月の児童福祉法改正に伴う対応ということで、これはよろしいですかね。

どうもありがとうございました。

○郵橋委員　　すみません、終わったところですけども、1つ前の保育事業の供給体制のことについて1つだけお聞きしたいのですけれども、子どもたちの人数はどんどん減って、令和7年4月から令和11年にかけて442人、6,482人のうちの約7%近くの子どもの人数が減っていくということに、この数値は出ています。ただ、減るあれを見ていったときに、0歳が減っていて、1、2歳が増えて、3歳以上がぐっと減っていくという形になっているんですね。そこはさっきの誰でも通園のことを合わせると、この減っていった施設、利用定員数、整備数ですね、それから子どもたちの人数を引いた数で11年で見ていきますと、子どもたちの数が423人に対して84の施設数が余る。1、2歳については131人が足りない、3歳以上については351人が余るという状況になってきますので、0、1、2について増やす方向での施設改修がどうしても必要となると思うんです。ちょっと3、4、5歳と違って、ちょっと小さめのトイレであったりとか、遊びのスペースの問題であったりとか、こちらの方に補助金を充てて、それでも0歳のほうで行くと274人分の枠が余ってくるということになってくるのですけれども、これを誰でも通園に充てるとか、そういうふうな形で今現在ある施設の定員を極力利用した形での利用というのはどのように考えておられるでしょうか。感覚としては、0、1、2歳の受入枠を増やすために、0歳のある施設の改修、あるいは3歳の部屋の施設改修をし、それでも上がったところを積極的に0歳、誰でも通園を利用していくような形での施設改修、並びに利用というふうな形で進めていくというふうな方向なんですか。

○久保田会長　　どうですかね。

○事務局（木南）　おっしゃるような形に今後実際になってくることがあれば、こういう形にしていくことになるかなとは思いますが、実際にどういう動きをこの計画上と実測と、どういう動きになるかというのを見極めながら。

○邨橋委員 利用申込数の上限はあるとは思いますが、子どもの数の減り方、これは今までどおりの予測で出されていると思うのですよね。利用定員数については現実の数をほぼそのまま引っ張ってこられると思うのですが、としたときに、子どもが減ったことによる空き枠をどういうふうな形で利用していくのかというところが聞きたいのですけど。

○事務局（平田） 今市として、子どもが減ってきたので、じゃあこうしてくださいという考え方でなくて、それはどこまでいっても、実際の動向を見据えながら、また拡充にしても何にしても、ある一定国の考え方がまた示されてくると思うんです。当然その辺も注視しながら、市としては適宜判断していかないといけないかな、このように考えています。

○邨橋委員 そうですか。

それとごめんなさい、もう一つ、令和8年4月の就学前の児童数がマイナス139でぐんと減っているのですけれども、これは大阪市の無償化で、大阪市から守口に流入した子どもたちが流入しなくなるという前提で、この139というか、前年度との比較で行くと、大変大きい数字になっているのですけれども、この数字の根拠はどこなのでしょう、合計数ですけれども。

○事務局（西川） 大阪市のほうは令和8年度から一応本市と同様の幼児教育・保育の完全無償化というのをされるということは聞いてはおるのですけれど、それがすぐさまこのほうに反映しているということではないですし、実際に反映させようとしても、どういった動向になるのか本当に難しいので、そういった要素は入っていないということでございます。

○邨橋委員 とすると、7年度から8年度で0歳から3歳児、5歳までだと思うのですけれども、139減っているというのは、どういう根拠でこの数字を引っ張ってこられたのかなと思って。こども計画で上がってきた数字。

○事務局（津田） 上がっていた数字をそのまま転用している形です。

だからこちらの冊子に載っている数字が、そのまま今お手元の資料には、見込みの数字はこの数字で見えています。

○邨橋委員 分かりました。ということは、大阪市が実施することによって、まだこれより増える可能性もあるという感じですね。

○事務局（津田） そうですね、委員がおっしゃるとおりでして、令和7年度実績の数値は実績で記載させていただいていますけれども、こちらの計画に記載しておりました数値よりは若干上振れしている面もありますので、今後の数値につきましては、実数は当然のことながら上下する可能性もございますので。

○邨橋委員 もちろん上下するのはいいのですけど、ぱっと見て130、140人かと思ったもので。

○事務局（津田） なので、あくまで就学前の児童数ですので、大阪市さんがどうのこうのということとは関係なく、あくまで人口推計というような形で資料は御提示させていただいているというものです。

○久保田会長 よろしいですかね。

では、ほかは特にないですかね。

それでは本日の議題は以上になりますが、最後に事務局からの連絡がありますので、お願いします。

○事務局（前田） 委員の皆様にはお忙しい中、会議に御参加いただき、また貴重な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

本会議の議事録についてでございますが、本会議終了後、議事録を全文筆記にて事務局で作成し、2名の委員に署名をいただくこととなっており、今回は輪番に基づき、東委員と永井委員の2名にお願いすることとなっております。

それでは、本日予定しておりました守口市子ども・子育て会議の議題については、全て終了いたしました。

御多忙の中、会議に参加いただきありがとうございました。今年度で開催する会議は、これが最後の予定となっております。

新年度におきましては、委員の皆様は、令和8年7月31日までとなっておりますが、それまでの間も開催を予定しておりますので、引き続き御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○久保田会長　ありがとうございました。

事務局から説明がありましたとおり、今回は東委員と永井委員に署名をお願いします。

御意見はないですかね。

これで本日の案件は全て終了いたしましたので、会議はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会　午後6時00分